



●文中の「SC」はサービスセンターの略

「ご希望のかたに」声の広報(CD)を郵送します

視覚障がい者で希望するかたに、広報あきたを朗読し録音した「声の広報(CD)」を、月2回無料で郵送します。詳しくは広報広聴課へ。

☎(888)5471

FAX(888)5472

なお、視覚障害2級以上で学齢児(おおむね小学生)以上のかたを対象に、視覚障がい者用CD再生機を1割負担(非課税の場合は無料)で購入できる制度もあります。制度について、詳しくは障がい福祉課へ。

☎(888)5663

FAX(888)5664

「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の申請を

市に申し出があった社会福祉法人が提供している介護サービスの利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の申請を受け付けています。

なお、現在、確認証をお持ちのかたは、7月31日(金)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象①②③④の要件をすべて満たし、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認めたかた。軽減割合は、

利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)です。

①世帯全員が市民税非課税

②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下

③預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下

④日常生活に供する資産(住居など)以外に活用できる資産がない

⑤負担能力のある親族などに扶養されていない

⑥介護保険料を滞納していない

【軽減対象】

※Ⅱ介護予防サービス費を含む

在宅サービス：訪問介護、通所介護および地域密着型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)(※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業

施設サービス：介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

*生活保護を受給しているかたの場合、在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設利用が対象となり、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

申請方法▶介護保険課(市役所2階)

にある申請書、課税状況の調査への同意書(世帯全員の同意と押印が必要)、収入状況等申告書に必要事項を書いて、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に同課へ提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

＜広報ID番号 1004799＞

●問い合わせ

介護保険課 ☎(888)5674

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときに、本人の申請により免除される制度があります。

免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます。また、50歳未満のかた(学生を除く)が対象の「納付猶予制度」もあります。

そのほか、新型コロナウイルスの影響により納付が困難なかたには、臨時的免除申請も受け付けています。詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。☎0570-003004

▼免除申請などが承認されると

免除期間は、年金を受け取るた

めの資格期間(10年)に入ります。一部免除は、その保険料を納付すると資格期間に入ります(障害基礎年金の要件である納付済期間にも入ります)。

▼免除・猶予された期間の保険料は10年以内であれば後で納める(追納)ことができ、納めた分は年金受給額に反映し、計算されます(3年目以降の分を追納する場合、当時の保険料に一定額が加算されます)。

免除の申請窓口(平日のみ)

国保年金課(市役所1階)、市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所、秋田年金事務所(保戸野) **申請に必要なもの**

マイナンバーがわかるもの(または年金手帳、本人確認書類(運転免許証など)、印鑑(代理人が申請する場合)、失業や災害などが理由のかたは、その証明書類(雇用保険受給資格者証・離職票・罹災証明書など)

*申請日から原則2年1か月前まで遡って申請できます。申請は年度単位。保険料の年度区分は7月～次の年の6月です。

*審査結果は、申請から2～3か月後、日本年金機構から通知書が送られます。通知内容などについて詳しくは、秋田年金事務所へお問い合わせください。

☎(865)23392

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!





令和2年6月1日現在〈平成27年国勢調査の結果を反映した数値〉()内は前月比

【人口】304,543人(-109)…男▶143,644人(-55)／女▶160,899人(-54)

*1年前の人口▶306,668人

5月分…出生▶142人／死亡▶312人／転入▶419人／転出▶358人

【世帯】137,079世帯(+32)

* 隔号でお知らせしている「秋田市への移住者数」は、集計方法の変更に伴い、令和2年5月末現在の移住者数は、広報あきた8月7日号でお知らせする予定です。

人口減少・移住定住対策課 ☎(888)5487

介護保険適用除外施設への入・退所の際は届出を

秋田市国民健康保険に加入している40～64歳のかたは、介護保険第2号被保険者となり、国民健康保険税に介護分が含まれます。

ただし、障害者支援施設などの介護保険適用除外施設に入所し、生活介護と施設入所支援を受けているかたは、「介護保険適用除外該当・非該当届」を提出すると、当面、介護分を納付する必要がなくなり

なります。

書類は、国保年金課(市役所1階)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

● 問い合わせ
〈広報ID番号 1016606〉
国保年金課 ☎(888)5633

西部地域運動広場の団体利用申請を受け付けます

秋田西中学校グラウンドに隣接する西部地域運動広場の利用申請(8～11月分)を受け付けます。

申し込み▼西部地域住民自治協議会

(西部市民SC1階)にある申請用紙に記入の上、7月9日(木)までに同協議会へ

● 問い合わせ
西部地域住民自治協議会 ☎(828)4217

地域の雑草を刈り取って環境美化にご配慮を!

空き地に生い茂る雑草は、まちなみ観を損ない、蚊や蛾などの害虫の発生源になるほか、火災の延焼を助長する原因にもなります。

所有者、管理者が刈り取って、地域の環境美化に努めましょう。

なお、草刈り機を無料でお貸しします。ご希望のかたは、アメリカシロヒトリ防除室へご連絡ください。 ☎(823)3061

* 刈り取った草は、乾燥後、直接、総合環境センター(河辺豊成)へ搬入してください。受け入れは、月曜から土曜までの午前8時～午後4時(祝日を除く)。処理手数料は10kgにつき117円。

● 問い合わせ
公園課 ☎(888)5753

「秋田市に住む外国人住民の生活に関するアンケート」にご協力をお願いします。

がいこくじんの かに アンケート を おくりました。



We ask for your cooperation with this survey regarding the daily life of foreign residents living in Akita City.

現在秋田市では、2021年～2025年の国際交流施策の指針となる「国際交流マスタープラン」の作成準備を進めています。プラン作成にあたり、市内外国人住民のみなさんのご意見を反映させるためのアンケートを実施することとしました。

市内に住む18歳以上の外国人のかたから600人を無作為に選び、調査票を郵送しましたので、ご協力をお願いします。

いま、しゃくしょ では、あきたし で こくさいこうりゅう を すずめる ための けいかく を つくって います。この けいかく の ために、あきたし にすむ がいこくじんの みなさんから いけん が ほしい です。

18さい いじょう の がいこくじんの かに 600 にん に アンケート を おくりました。ごきょうりよく を おねがいします。

To better our plans for promoting international exchange, Akita City has sent this survey to 600 randomly selected foreign residents of age 18 and over. Expressing your opinion through this survey will greatly help us improve our international exchange. Thank you for your cooperation.

企画調整課 国際・都市間交流担当 ☎(888)5464

↳ Planning and Coordination Section

*外国人のかた向けに、やさしい日本語を併記しています。